

平成 25 年 10 月 1 日

取引先各位

国土管理 株式会社

改正消費税法の対応に関するお知らせ

平成 24 年 8 月に「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律」（以下、「改正法」）が成立し、本年 10 月 1 日の閣議にて消費税率の引上げが決定されました。

これに伴う弊社における消費税等の取扱いにつきまして、下記の通りご案内申し上げます。

記

「改正法」により、平成 26 年 4 月 1 日以降に弊社がご提供する管理サービス・メンテナンス工事・商品 等に係る消費税率は 8%に引き上げられます。

つきましては「改正法」に基づき、ご提供期間が平成 26 年 4 月 1 日以降に係る管理サービス・メンテナンス工事・商品等については、消費税率を 8%としてご請求させていただきます。

誠に恐れ入りますが、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上